横手市特別養護老人ホーム 鶴寿苑 老人短期入所(予防)施設 ご利用料金表(令和7年8月1日改定)

ss 介護報酬內容		基本単位 サービス提供強化加算I 日額		日額(目安)	4段階以上 1日計算 (円) (住民税課税世帯の方)			新3改階 「日町栗、ロ/ (世帯全員が住民税非課税であって、①収入額の合計 が80万円を超え120万円以下の方②収入額が120万円を超える方				第2股階 1日計算(円) (住民税世帯非課税で、本人 の合計所得金額と課税牛金収入額等の合計が年額80 万円以下の方)				第1股階 1日計算(円) 世帯全員が市長村民税非課税である老齢福祉年金受 給者の方・生活保護受給の方)								
	要介護	ġ /	単位/日	保険給付対 象分(1割分)	居住費(1231円/ 日)	食費(1445円/日)	1割負担合計金 額(円)	2割負担合計金 額(円)	3割負担合計金 額(円)	保険給付対 象分(1割分 /日)	居住費(880 円/日)	①食費(1000 円/日)上限	②食費(1300 円/日)上限	①の方/合計目 安金額(日)	②の方/合計目 安金額(日)	保険給付対 象分(1割分 /日)		食費(600円/ 日)上限	合計目安金 額(日)	保険給付対象分(1割分 /日)	居住費(380円/ 日)	食費(300円/日)	合計目安金 額(日)	
舒多	要支持	€ 1 4		469			3,145	3,614	4,083	457				2,349	2,637	457			1,537	457			1,137	
短型期间		€2 5	1	579	579		3,255	5 1,158 1	1,737	567				2,459	2,681	567			1,647	567			1,247	
入所施設	要介護	1 6	3	621	621			3,297	1,242	1,863	608				2,501	2,722	608			1,688	608			1,288
い サービ 台	要介護	2 6	2 18	690	<u>1,231</u>	<u>1,445</u>	3,366	1,380	2,070	678	880 1.00	<u>1,000</u>	<u>1,300</u>	2,570	2,791	678	751 321	600	1,758	678	380	300	1,358	
支票		3 7	5	763			3,439	1,526	2,289	751				2,631	2,863	751			1,831	751			1,431	
	要介護	4 8	5	833			3,509	1,666	2,499	821				2,713	2,932	821			1,901	821			1,501	
	要介護	5 8	4	902			3,578	1,804	2,706	890				2,782	3,000	890			1,970	890			1,570	
	要介護	ġ	単位/日	保険給付対 象分(1割分)	居住費(915円/ 日)	食費(1445円/日)	1割負担合計金 額(円)	2割負担合計金 額(円)	3割負担合計金 額(円)	保険給付対 象分(1割分 /日)	居住費(430円 /日)	①食費(1000 円/日)上限	②食費(1300 円/日)上限	①の方/合計目 安金額(日)	②の方/合計目 安金額(日)	保険給付対 象分(1割分 /日)	居住費(430円/ 日)	食費(600円/ 日)上限	合計目安金 額(日)	保険給付対 象分(1割分 /日)	居住費(0円/日	食費(300円/日)	合計目安金 額(日)	
併用		€ 1 4	1	469 579 621 18 690 763 833	469			2,829	3,298	3,767	457				1,887	2,187	457			1,487	457			757
		€2 5	1				2,939	1,158	1,737	567				1,997	2,297	567			1,597	567			867	
	要介護	1 6	3				2,981	1,242	1,863	608				2,038	2,338	608			1,638	608			908	
	要介護	2 6	2 18		18 690	<u>915</u>	<u>1,445</u>	3,050	1,380	2,070	678	<u>430</u>	<u>1,000</u>	<u>1,300</u>	2,108	2,408	678	<u>430</u>	<u>600</u>	1,708	678	<u>0</u>	<u>300</u>	978
ピス費	要介護	3 7	5				3,123	1,526	2,289	751				2,181	2,481	751			1,781	751			1,051	
	要介護	4 8	5				3,193	1,666	2,499	821				2,251	2,551	821			1,851	821			1,121	
	要介護	5 8	4	902			3,262	1,804	2,706	890			2,320	2,620	890			1,920	890			1,190		

※利用者負担額軽減制度の適用を受け、市町村より発行された「確認証」をお持ちの利用者様は食費、居住費の負担額が軽減されます。

※利用したサービス費の1割の利用者負担合計額が一定額を超えたときは申請により超えた分が「高額介護サービス費等」として支給されます。負担上限額は負担段階第1・第2段階/15,000円。第3段階/24,600円。第4段階/37,200円(但し単身で383万円以上、2人以上で520万円以上のフ

*その他の介護給付サービス加算(下記加算が算定された場合にも処遇改善加算の所定単位数に含まれます。その場合上記の合計金額に変動が生じます)。

·介護職員処遇改善加算 I = 所定単位数(基本単位+加算単位)×14.0%

加算	加算条件	加算単位		
送迎加算	送迎を利用された際、片道(1回)にて算定。	184	İ	

*一日あたり下記の居室料をご負担いただきます。(負担段階は利用者負担減額認定に基づく段階を適用するもの)。

従来型個室(一人部屋)	第4段階:1231円 9	第3段階:880円 第2段階	f:480円 第1段階:380円
多床室	第4段階:915円	第3、2段階:430円	第1段階:負担なし

*食事については、下記の料金にて計算しご負担いただきます。(負担段階は利用者負担減額認定に基づく段階を適用するもの)。

※食事単価(日額:	朝食	食 昼食 夕食		・利用中に実際に召し上がった食事数に応じて算定いたします。
1445円)	400円	525円	520円	・1日の負担限度額を超えない範囲でご負担いただきます。

(注意点)

- ・第4段階以上の方につきましては、各保険者から送られてくる負担割合証の割合によって、利用料金が異なります。・2割負担以上の方は、基本単位、各種加算の他介護職員処遇改善加算についても負担の割合の対象となります。
- ・利用者負担限度額症の適用を受け、市町村より発行された「介護保険負担限度額症」をお持ちのご入居者は、居住費・食費の負担が軽減されます。
- ・(長期利用者対象)連続して30日を超える日数を利用された方は、31日目以降、基本単位数から30単位減額となります。1度退所となった場合は、再度基本単位に戻ります。